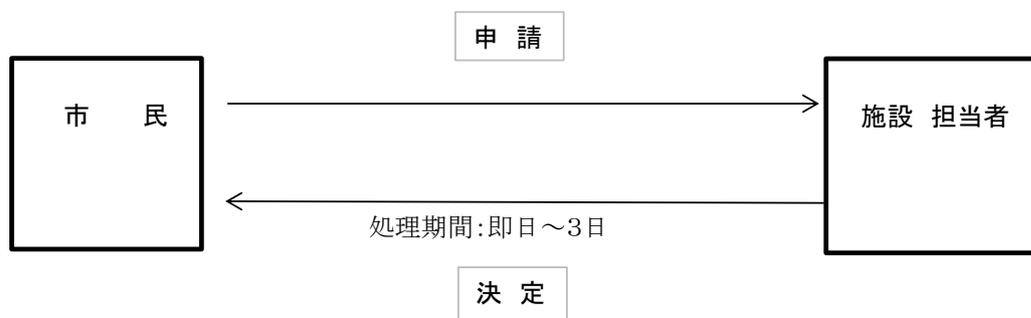


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	松山市北条ふるさと館の使用の許可	
処 分 の 概 要	ふるさと館の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市北条ふるさと館条例(平成16年条例第52号)	
条 項	第4条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から3日間	
標準処理期間	計 即日から3日間	
判断基準	同条例第7条の各号に該当しないこと。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>北条ふるさと館条例 第4条 ふるさと館の会議室等(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 北条ふるさと館条例 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用(特別利用を含む。以下同じ。)を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設(附属設備等を含む。)又は歴史民俗資料等(以下「施設等」という。)を毀き損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 商品の宣伝、展示、販売等営利を目的とするとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がふるさと館の管理上支障があると認めたとき。</p>		

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。